

第6章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

小田原市はこれまで文化財保護法及び神奈川県や小田原市の文化財保護条例に加え、小田原ゆかりの優れた建造物保存要綱といった独自の取り組みにより歴史的建造物の保存・活用を図ってきた。今後もこれら歴史的建造物の保護を推進するため、本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的風致のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

建造物は、その意匠、技術が優れ、歴史や地域性、希少性などの観点から価値の高いもの、又は外観が景観上の特徴を有しているものを歴史的風致形成建造物に指定する。また、別邸などの建造物に付属する庭園を歴史的風致形成建造物として指定する際には、芸術的価値又は学術的価値の高いものについて指定するものとする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定対象

下記のいずれかに該当する建造物を歴史的風致形成建造物に指定する。

- ①神奈川県文化財保護条例（昭和30年条例第13号）第4条第1項の規定に基づく神奈川県指定重要文化財
- ②小田原市文化財保護条例（昭和29年条例第13号）第3条の規定に基づく小田原市指定重要文化財
- ③文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定に基づく国登録有形文化財
- ④景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設
- ⑤小田原ゆかりの優れた建造物保存要綱に基づく小田原ゆかりの優れた建造物
- ⑥その他、本市の歴史的風致の形成に寄与するものとして特に市長が必要と認める建造物

●歴史的風致形成建造物候補一覧

	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
1	松永記念館 (別館・烏楽亭除く)	 <p>老櫓荘</p>  <p>葉雨庵</p>  <p>本館(右)、收藏庫(左)</p>  <p>無住庵</p>  <p>庭園</p>	板橋 941-1 他	国登録有形文化財 (老櫓荘・葉雨庵) 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：1 ※無住庵 (平成29年3月15日指定)	小田原市
2	清閑亭		南町 1-5-73	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：2	小田原市

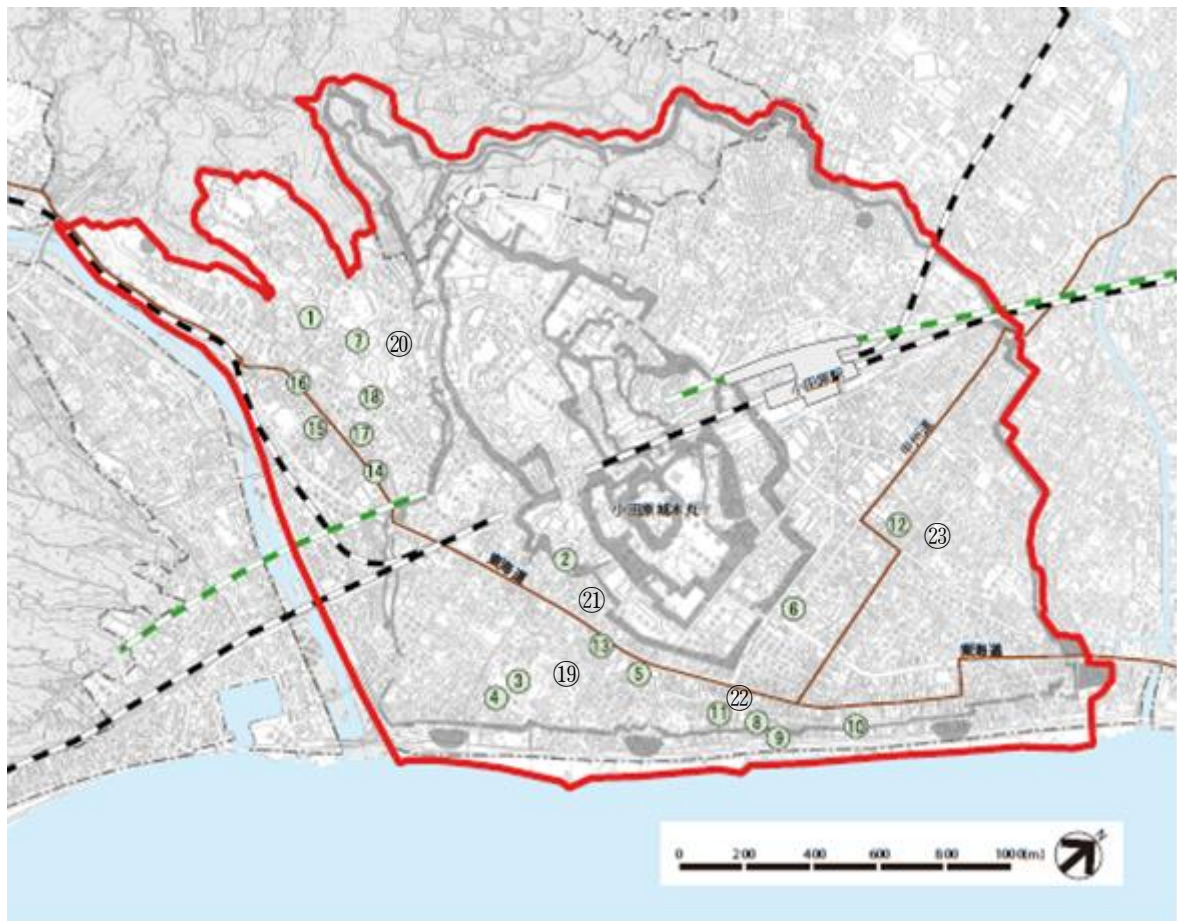
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
3	小田原文学館本館		南町 2-3-4	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：3	小田原市
4	小田原文学館別館 (白秋童謡館)		南町 2-3-18	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：4	小田原市
5	済生堂薬局 小西本店店舗		本町 4-2-48	国登録有形文化財	民間
6	だるま料理店主屋		本町 2-1-30	国登録有形文化財	民間
7	共寿亭(旧山月)		板橋 913	国登録有形文化財 小田原ゆかりの 優れた建造物	民間
8	籠清		本町 3-5-13	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月15日指定) 指定番号：8	民間
9	籠常		本町	無	民間

	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
10	丸う田代		浜町	無	民間
11	旧鈴廣本町店		本町	無	民間
12	江嶋		栄町 2-13-7	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月15日指定) 指定番号:9	民間
13	欄干橋ちん里う		本町	無	民間
14	広瀬畳店		板橋	無	民間
15	旧下田豆腐店		板橋	無	民間

	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
16	旧内野醤油店	 <p>店舗兼主屋（右）、 表塀（左）、新座敷（左奥）</p>  <p>店蔵</p>  <p>工場</p>  <p>穀蔵 ほか 文庫蔵、稲荷社</p>	板橋 602 他	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成29年3月15日指定) 指定番号：7	民間
17	津田家蔵		板橋	無	民間
18	古稀庵		板橋	無	民間

	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
19	旧松本剛吉別邸	 主屋  茶室  庭園	南町 2-1-27	歴史的風致形成建造物 (平成28年3月15日指定) 指定番号：5	小田原市
20	皆春荘	 主屋  門  庭園	板橋 852	歴史的風致形成建造物 (平成28年3月15日指定) 指定番号：6	小田原市
21	えじまや (旧江嶋屋陶器店)		南町	歴史的風致形成建造物 (平成31年3月15日指定) 指定番号：10	民間

22	小田原宿 なりわい交流館 (旧角吉)		本町	歴史的風致形成建造物 (令和2年2月6日指定) 指定番号：11	小田原市
23	nico cafe (青木家住宅)		栄町	歴史的風致形成建造物 (令和2年2月6日指定) 指定番号：12	民間



歴史的風致形成建造物候補の位置図

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や景観法等の他の法令・条例に基づき指定等がなされている建造物については、その個別の法令等に基づき適正に維持・管理する。その他の建造物についても、その価値に基づき適正に維持・管理する。

また歴史的風致形成建造物は、地域の歴史的風致を形成する主要な要素であることから、積極的な公開、活用を図ることにより歴史的風致の維持及び向上に寄与することが期待される。公開にあたっては、外部のみだけでなく可能な限り内部公開に努めることとするが、所有者の生活の場を阻害することのないよう十分な協議の上、実施する。

さらに歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の記録・保存・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持・管理にあたって NPO 法人等のまちづくりに係る団体が主体的に関わっている場合は、積極的に歴史的風致維持向上支援法人に指定し、連携して建造物の活用を図る。

(2) 個別の事項

ア 県及び市指定文化財

県及び市文化財の指定を受けているものは、神奈川県文化財保護条例、または小田原市文化財保護条例に基づき、許可制度による現状変更行為の規制を行う。

具体的には、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。また維持・管理のための修理については、痕跡に基づく修理を原則とするとともに、周辺の歴史的風致の維持及び向上に十分に配慮するものとする。

また、公開、活用などのために必要な防災上の措置等については、歴史的価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有するものの修理等に当たっては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者等の負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会などにより必要な技術的指導を行うものとする。

イ 国登録有形文化財・景観重要建造物

文化財保護法に基づく国登録有形文化財、景観法に基づく景観重要建造物は、文化財保護法及び景観法に基づき届出、勧告等を主体とする行為規制及び指導・助言を行う。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、

現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存に係る協力を求めるものとする。

ウ その他保全の措置が必要な建造物

小田原ゆかりの優れた建造物やその他歴史的風致の形成に寄与すると認められる建造物のうち、他法令による保護措置が講じられていない建造物については、適切な調査を実施しその価値を明らかにするとともに、必要に応じて市指定文化財や景観重要建造物等の指定と重複するよう努めるものとする。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とする。

なお、国登録有形文化財、景観重要建造物を含めこれら外観保存を基本とする建造物の修理等については、保存・活用のために必要な部分的改修や復原も認め、内部についても活用のために必要な改造を認めるものとする。ただし、道路から通常望見される建造物の外観は、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については十分な検討を行うこととし、特に増築が必要な場合は道路から望見されない部分で行うことを基本とする。

(3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下の場合とする。

- ①神奈川県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく神奈川県指定重要文化財について、同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ②小田原市文化財保護条例第 3 条の規定に基づく小田原市指定重要文化財について、同条例第 10 条の規定に基づく現状変更等の承認の申請を行った場合
- ③文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可の申請を行った場合